

七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例の概要

経済部上下水道課

1 改正理由

令和2年7月に国土交通省から事務連絡があり、令和7年度以降、共用開始から30年以上経過しているにも関わらず使用料単価が150円/㎡未満であって、15年以上下水道使用料の改定をおこなっていない場合は社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない旨の内容であり、当町下水道使用料はこれに該当（現在122円/㎡）する。

また、下水道事業会計は令和2年度から地方公営企業法の全部適用となり、令和2年度決算においては営業損失を生じていることから、下水道使用料を改正することで一般会計からの繰入額を圧縮させ経営改善を図るため、七飯町公共下水道条例の一部を改正する。

2 改正内容（消費税抜き）

料金区分 対象区域	改正前			改正後		
	基本水量	基本料金	従量料金	基本水量	基本料金	従量料金
七飯処理区 大沼処理区	8 m ³	1,000 円	8 m ³ を 超える 1 m ³ に つき 120 円	6 m ³	900 円	6 m ³ を 超える 1 m ³ に つき 150 円
大沼処理区 町外流入			8 m ³ を 超える 1 m ³ に つき 170 円			6 m ³ を 超える 1 m ³ に つき 212 円

- ・基本水量については現在の8㎡から2㎡減の6㎡とする。また、基本料金については現在の1,000円から100円減額し900円とする。
- ・従量料金については七飯・大沼処理区は現在の120円から30円増額し150円とする。
- ・改定により20㎡使用した場合の下水道使用料は3,000円（消費税を含むと3,300円）となり、これを20㎡で割り返した使用料単価は150円/㎡で国土交通省からの事務連絡の基準を満たすこととなる。

3 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

七飯町公共下水道条例新旧対照表

		改正前		改正後	
目次 (略)					
本則 (略)					
附則 (略)					
別表 (第17条関係)					
区分	基本料金 (1箇月につき)		超過料金		
	水量	料金	水量	料金	
七飯処理区	8 m ³	1,000円	8 m ³ を超える1 m ³ につき	900円	6 m ³ を超える1 m ³ につき
大沼処理区	8 m ³	1,000円	8 m ³ を超える1 m ³ につき	900円	6 m ³ を超える1 m ³ につき
大沼処理区 町外流入	8 m ³	1,000円	8 m ³ を超える1 m ³ につき	900円	6 m ³ を超える1 m ³ につき
					212円